

る中、本人は「感染防止のため」という正義を盾に、他人の外出先からの投稿に対し、「出歩くのは不謹慎だ」と攻撃します。さらに「私もそう思う」「怒るのも当然だ」といった賛同する意見が集まれば、「コロナ感染拡大防止のために正しいことをしている」と錯覚してしまうのです。

▶ はかり知れない被害者のダメージ

一方、誹謗中傷された被害者からは、どのように見えるのでしょうか。加害者は、一度、メッセージを流しただけであっても、メディアの特性上、拡散されてしまうこともあります。自分に対して何百人、何千人から悪意あるメッセージを受けた被害者のダメージははかり知れず、世の中のすべてから攻撃されたように感じるでしょう。傷ついた名誉の回復は容易ではありません。何気ない投稿であっても、拡散によって何十倍にもなって相手の心に突き刺さってしまうことも珍しくないです。

このように誹謗中傷をする側と受ける側では、まったく見え方が違います。

▶ 誹謗中傷は犯罪となりうる行為です

ネット上で誹謗中傷を行うと「侮辱罪」や「名誉毀損」などの罪に問われます。「プロバイダ責任制限法」のもと、発信者を特定し、身元をつきとめて裁判を起こすことができます。

しかし、そのためには時間と費用がかかります。発信者の特定だけで1年かかる場合もあります。とりわけ特定の

個人に多数の人が同種の不法行為を集中させる「殺到型不法行為」においては対象が多いため、被害者の負担は相当に大きいでしょう。さらに、殺到型不法行為においては、法的責任を加害者で分けるため、一人に問われる責任は軽くなり、問題の抑制につながらないのです。

もしも、誹謗中傷の被害にあったら、ひとりで抱え込まず、まずは、身の周りの信頼できる人、相談できる機関を頼りましょう。ネットと人権に関する人権団体や公的な相談窓口を利用しましょう。

インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内

■SNSでお悩みの方

#NoHeartNoSNS(ハートがなけりやSNSじゃない)

SNS上のやりとりで悩む方のための特設サイト。総務省、法務省および一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構の共同開設 <https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>

■相談窓口

大阪府人権相談窓口

大阪府が一般財団法人大阪府人権協会に委託して実施しています。

☎06-6581-8634 ✉so-dan@jinken-osaka.jp

誹謗中傷ホットライン

インターネット企業有志の会員により構成される一般社団法人セーファーインターネット協会(SIA)によって運営されており、ネット上の誹謗中傷を本人に代わり国内外のプロバイダに削除を依頼します。

<https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>

国(法務省)の人権相談窓口

全国の法務局・地方法務局における面接または電話による相談です。

みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)

☎0570-003-110(受付時間 平日8:30~17:15まで)

違法・有害情報相談センター

インターネット上の誹謗中傷に関する削除依頼について専門知識を持った相談員によるアドバイスを行っています。(総務省支援事業)

<https://www.ihaho.jp/>